

八幡小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月改定

1 八幡小学校いじめ防止基本方針について

八幡小学校は、「いじめ防止推進対策法」及び「名古屋市いじめ防止基本方針」に基づき、「八幡小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。【法 2 条 1 項】

※表面上、けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断する。

3 いじめの基本認識

本校職員がもつべきいじめの問題についての基本的な認識は以下のとおりである。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人の気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 八幡小学校いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員、専門的な知識を有する者、その他の関係者による標記組織を置く。

- 基本方針に基づく、取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめ情に組織的に対応するための中核としての役割

5 いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

- | | |
|--------------------|---|
| ア 校内指導体制の確立 | → 一致団結した組織で対応する。 |
| イ 教師の指導力の向上 | → 観察力や対応力向上のための研修を行う。 |
| ウ 人権意識と生命尊重の態度育成 | → 全教育活動における人権教育を充実させる。 |
| エ 道徳性を養う道徳教育の充実 | → 道徳性の育成をねらいとした取組を行う。 |
| オ 子どもの自己肯定感の育成 | → 信頼関係を構築し、自己有用感や充実感を味わわせる。 |
| カ 子どもの自己指導能力を育成 | → 道徳科の授業及び主体的な学級活動の実践
規範意識、思いやりの心の育成 |
| キ 配慮が必要な児童への対応 | → 特別な支援が必要な児童、海外から帰国した児童、外国人の児童、LGBTQ 当事者、被災児童等 |
| ク 家庭・地域、関係機関との連携強化 | → いじめ根絶に向け、PTAや学校運営協議会等を始めとした地域ぐるみの対策推進 |
| ケ 基本方針の周知と取組の評価 | → 周知と学校評価による点検・評価・改善 |
| コ ネット上のいじめへの対応 | → 防止策として「GIGA ワークブックながさき」等を活用し、情報モラル教育を行う。 |

(2) 早期発見

- | | |
|-----------------|--|
| ア 教職員による観察や情報交換 | → 変化に気づく
児童理解の会での情報共有（毎月） |
| イ 定期的アンケートや個人面談 | → なかよしアンケート(毎月)
個人面談（随時、なかよしアンケートを受けて） |
| ウ 相談体制の整備 | → 学校相談窓口の周知・広報
SC、SSWの活用 |
| エ 情報の収集 | → 保護者との情報交換、学級懇談会、
学校運営協議会、地域関係団体 |
| オ 相談期間等の周知 | → 学校以外の相談窓口の周知「24時間子供
「SOSダイヤル（親子ホットライン）」
0120-0-78310
「彦岐市教育相談窓口」45-3722 |

(3) 措置

- | | |
|----------------|------------------------|
| ア 発見時の対応 | → 行為中断指導、安全確保、報告、体制整備 |
| イ 組織的な対応 | → 八幡小いじめ対策委員会への報告、情報共有 |
| ウ 被害児童・保護者への支援 | → 安全確保、心のケア、弾力的措置、 |

- 家庭への正確な情報説明及び対応の共有
関係機関との連携
- エ 加害児童・保護者への指導助言 → 聴取、再発防止措置、毅然とした対応
正確な情報の伝達、継続的指導
- オ いじめの事実調査 → アンケート実施、聴取実施
- カ 集団への働きかけ → 「観衆」や「傍観者」への指導、「仲裁者」
となれるための指導
- キ いじめ解消の要件 → 解消している状態とは、次の2要件である。
①いじめに係る行為が止んで、相当の期間
(少なくとも3か月)が経過している。
②被害児童が心身の苦痛を感じていない。

(4) 重大事態への対応

- 重大事案とは
- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 児童や保護者から重大事態であるという申し立てがあった場合
- ア 被害児童の生命・安全確保
- イ 市教育委員会へ迅速な概要報告 → 市教委判断による措置決定、市長への報告
対応、再調査等への協力
- ウ 被害児童・保護者への対応 → 学習権の保証・精神的ケア等
- エ 加害児童・保護者への対応 → 出席停止を含めた毅然とした対応
- オ 調査の実施 → 八幡小いじめ対策委員会
- カ 関係機関との連携

八幡小学校いじめ防止基本方針（組織体制・対応図）

